

# 栃木県作業療法士会規約

## 総則

### (名称)

第 1 条 本会は栃木県作業療法士会という。

### (事務局及び財務)

第 2 条 本会は事務局を事務局長所属施設におく。

2 本会は財務部を財務部長所属施設におく。

### (目的)

第 3 条 本会は作業療法士相互における親睦と、資質の向上に努め、県民医療、福祉の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は前条の目的達成のために必要な各種事業を行う。

### (会員)

第 5 条 県内に在職または、在住する作業療法士で、本会の目的に賛同する者を会員とする。

### (入会及び退会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込書を会長に提出し、承認を得る。

第 7 条 会員は退会届を会長に提出し、退会することができる。

### (会費)

第 8 条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (役員)

第 9 条 本会に次の役を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、事務局長 1 名、学術部長 1 名、財務部長 1 名、広報部長 1 名、事業部長 1 名、  
福利厚生部長 1 名、調査部長 1 名、生涯教育システム部長 1 名、監事 若干名、顧問 若干名

第 10 条 本会の役員は会員の中から、総会において選出される。

第 11 条 選挙の実施においては選挙管理委員会があたるものとする。選挙管理委員会は、理事会において理事以外の会員より選出し、構成する。

第 12 条 選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定数を公示し立候補を受け付けなければならない。立候補締め切り日は、投票日の 40 日前とする。

第 13 条 理事会は必要な役員を確保し、会の円滑な運営を図るため、本人の承諾をもとに役員の推薦を行うものとする。

第 14 条 候補者が複数の場合は、選挙により総会出席者の 1/2 以上の得票を獲得した者に決定する。ただし、候補者が 3 人以上の場合は予備選挙を行い、上位 2 名にて再投票を行うものとする。

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第 16 条 会議は総会および理事会とする。

第 17 条 総会は会員の 1/2 以上の出席により成立する。なお委任状による委託も出席数に含むものとする。

第 18 条 理事会は、各役職の長により構成される。なお(長)が出席困難な場合は(副)が代理に出席し、行うものとする。

第 19 条 議事録は事務局が作成保管する。

第 20 条 本会の収支予算は総会により定め、収支決算は監査を経て総会の承認を得なければならない。

### (会計)

第 21 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

### (儀礼交際)

第 22 条 本会の運営に関連する慶弔見舞い等の儀礼交際費は、必要に応じてその都度理事会において定めるものとする。

### (規約の変更と解散)

第 23 条 この規約の変更と解散は、総会において出席会員の 3/4 以上の同意を得なければならない。

## 附則

1. 本規約は昭和 56 年 8 月 1 日から実施する。
2. この規約は平成 2 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。(9.11.12.13.14.17.18.22)
3. この規約は平成 11 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。(9.11.12.13.14)
4. この規約は平成 12 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。(9)
5. この規約は平成 17 年 4 月 1 日から一部改正により施行する。(2.9.22)